

生駒市条例第19号

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

生駒市企業立地促進条例（平成24年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 事業者 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に供する施設をいう。

第5条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）及びその子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。）は、1の事業者として前項の規定による事業計画の提出を行うことができる。

第6条第2項中「前条第2項及び第4項」を「前条第3項及び第5項」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第10条第3項中「第5条第4項各号」を「第5条第5項各号」に改める。

第11条第1号中「第5条第2項各号」を「第5条第3項各号」に改め、同条第4号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条第8号中「第5条第4項各号」を「第5条第5項各号」に改める。

別表第1備考以外の部分中「固定資産投資額」及び「附帯費用の額」の次に「

（国等の他の補助制度により補助金の交付を受けた場合には、当該補助金の額を控除した額）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。